

那覇市公報

第1831号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局調査法制課）・・・ 1627

◇告 示◇

○那覇広域都市計画下水道事業那覇市公共下水道の事業計画の変更に係る縦覧について（上下水道局下水道課）…………… 1629

○那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について（環境政策課）…… 1630

◇公 告◇

○令和5年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について（管財課）…………… 1631

○令和5年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る入札の実施について（管財課）…………… 1640

○那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1645

○那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1649

○那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1653

○機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1658

○那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）…………… 1662

○那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）	1666
○那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）	1671
○那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について（長期継続契約）（管財課）	1676
○那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）	1681
○令和5年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について（クリーン推進課）	1685
○令和5年度エコマール那覇空調設備保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について（クリーン推進課）	1687
○那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（保健総務課）	1689
○那覇市保健所空調設備保守管理業務の制限付一般競争入札の実施について（保健総務課）	1691
○「令和5年度 那覇市消防局寝具類賃貸借契約」に係る制限付一般競争入札について（消防局総務課）	1693

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程の一部を改正する規程	1696
○那覇市上下水道局資材の譲与に関する規程の一部を改正する規程	1701

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	1706
------------------------	------

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市学校給食センター財務会計規程の一部を改正する訓令	1707
------------------------------	------

◇正 誤◇

○那覇市公報第1828号の正誤（消防局予防課）	1719
-------------------------	------

条 例

那覇市条例第3号
令和5年2月9日
公 布 済

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会運営委員会の設置、委員定数及び任期) 第4条 〔略〕 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>13人</u> とする。 3 〔略〕	(議会運営委員会の設置、委員定数及び任期) 第4条 〔略〕 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>14人</u> とする。 3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 514 号

令和 5 年 2 月 10 日

掲 示 済

那覇広域都市計画下水道事業那覇市公共下水道の事業計画の変更に係
る縦覧について

都市計画法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定によ
り、図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦
覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 施行者の名称：那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類：那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称：那覇市公共下水道
- 3 事業施行期間：昭和47年5月15日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分：変更なし
 - (2) 使用の部分：変更なし
- 5 縦覧場所：那覇市上下水道局 上下水道部 下水道課

那覇市告示第 543 号

令和 5 年 3 月 1 日

那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項に基づき、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を、次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

名 称	所在地・電話番号
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間 良章	浦添市西洲2丁目3番地2 電 話 8 7 5 - 3 7 7 7
株式会社 みつわ産業 代表取締役 與那嶺 達啓	那覇市字識名 1169 番地 電 話 8 3 4 - 1 4 1 4
沖縄日野出 株式会社 代表取締役 森山 悌浩	西原町字東崎 4 番地の 14 電 話 9 4 5 - 5 1 1 5
株式会社 タカダ 代表取締役 高田 聡	浦添市西洲2丁目7番地3 電 話 8 7 5 - 3 1 2 1
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城 進矢	那覇市上間 425 番地 電 話 8 3 3 - 1 9 0 1
有限会社 大初 代表取締役 松長 朋子	那覇市松尾2丁目19番7号 電 話 8 6 3 - 2 7 7 3

公 告

那覇市公告第 681 号

令和 5 年 2 月 15 日

掲 示 済

令和 5 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項及び那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年那覇市水道局規程第1号）第3条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長
那覇市上下水道事業管理者

知 念 覚
上 地 英之

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 件 名 | ①令和 5 年度那覇市庁舎等清掃業務委託
（別表 1「清掃業務委託案件一覧」のとおり）
②令和 5 年度那覇市庁舎等警備業務委託
（別表 2「警備業務委託案件一覧」のとおり） |
| (2) 履 行 場 所 | 別表 1、別表 2 のとおり |
| (3) 履 行 内 容 | 各業務委託の仕様書のとおり
（仕様書は入札説明会にて配布） |
| (4) 契約予定日 | 令和 5 年 4 月 1 日 |
| (5) 履 行 期 間 | 別表 1、別表 2 のとおり |
| (6) 最低制限価格 | 設定あり
（なお、最低制限価格は公表しない） |
| (7) 特 記 事 項 | 長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第 5 条第 1 項の名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 沖縄県内に本店があること。
- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (5) 警備業務にあつては沖縄県公安委員会の認定を受けており、1 号警備で登録していること。

なお、警備業務委託（別表 2）の案件番号 3「なは市民協働プラザ警備業務委託」、案件番号 7「令和 5 年度明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託」については、1 号警備及び 2 号警備で登録していること。

- (6) 清掃業務にあつては「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」の沖縄県知事の登録を受けていること。
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (8) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
- (10) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（9）に該当するものを除く。）
- (11) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 2 条第 2 号の欧州連合の供給者については、別表 1「清掃業務委託案件一覧」の案件番号 1（「那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託」）に限り、上記（1）（3）（4）（6）にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

上記（1）に係る名簿に登載がない欧州連合の供給者が、那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次のア・イ・ウの方法によること。

ア 申請書配布及び受付期間：

令和 5 年 2 月 16 日（木）～令和 5 年 3 月 2 日（木）

イ 申請書配布方法：当市ホームページからダウンロード

ウ 申請要領：「欧州連合の供給者による令和 5 年度那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請要領」参照。

エ 業務概要：別表 3 のとおり

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課（別表 1、別表 2 のとおり）

4 入札説明会の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和5年3月9日（木） 受付 午前9時00分 説明 午前9時10分	令和5年3月9日（木） 受付 午後1時30分 説明 午後1時40分
場所	那覇市役所本庁舎12階 第1研修室 （那覇市泉崎1丁目1番1号）	

5 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和5年3月23日（木） 受付 午前9時00分 説明 午前9時10分 入札 午前9時30分	令和5年3月23日（木） 受付 午後1時30分 説明 午後1時40分 入札 午後2時00分
場所	那覇市役所本庁舎12階 第1研修室 （那覇市泉崎1丁目1番1号）	

(2) 入札時提出書類

ア 入札書（本市様式）

イ 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

※欧州連合等の供給者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による渡航制限があるため、日本国内在住者の代理人により入札に臨むこと。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(4) 特記事項

この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

6 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づく場合は免除することができる。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

7 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する額を納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第30条第1項の規定に該当する場合は免除する

こともある。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札の件数制限

落札できる件数は、清掃業務委託及び警備業務委託のそれぞれにおいて次の表のとおりとする。

なお、落札の件数制限は、本入札において落札した案件を対象とする。（令和4年度以前の契約で複数年契約（長期継続契約等）は、落札の制限の対象とはしない。）

	清 掃 及 び 警 備
Aランクの者	A級1件及びB級1件
	A級1件及びC級1件
	B級2件
	B級1件及びC級1件
	C級2件
Bランクの者	B級1件
	C級2件
Cランクの者	C級1件

10 落札者の決定の方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

11 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

（1）入札説明会及び入札の際は、次の事項について留意すること。

- ①入札説明会及び入札の参加者は、1業者1名とする。
- ②入札説明会及び入札の参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
- ③入札説明会及び入札の参加者は、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができない。入札説明会及び入札の参加者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- ④入札会場に入室する前に、備え付けの消毒薬で手指の消毒をすること。
- ⑤入札会場への集合時刻は、指定の入札時刻の5分前程度とする。

（2）入札会場は、換気のため窓を開け、入札参加者の座席の距離をとる。

12 落札決定後の提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書（本市様式）を各案件の所管課へ提出すること。

13 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書又は契約書に定めるとおり、正当報酬受領証の写しを提出すること。

14 お問合せ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1 : 清掃業務委託案件一覧

案件 番号	等 級	件 名	施設名	契約形態	契約年数	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター 委託	那覇市公民館・図書館、人材育成支援センター	単年度	1 年	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	中央公民館
2	A	那覇文化芸術劇場 なはーと 清掃業務委託	那覇文化芸術劇場 なはーと	長期継続契約	3 年	令和 5 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	文化振興課
3	A	公設市場清掃業務委託	第一牧志公設市場	単年度	1 年	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	なはまち振興課
4	B	令和 5 年度交通広場及び道路情報センター清掃業務委託	おもろまち駅交通広場・道路情報センター及び石嶺駅・壺川駅・県庁前駅交通広場、古島駅交通広場内駐輪場、ボケットパーク	単年度	1 年	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	道路管理課
5	B	消防局庁舎清掃業務委託	那覇市消防局	単年度	1 年	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	消防局総務課
6	B	壺屋焼物博物館清掃業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	単年度	1 年	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	文化財課
7	C	那覇市 IT 創造館清掃業務委託	那覇市 IT 創造館	長期継続契約	2 年	令和 5 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 31 日	商工農水課
8	C	那覇市公衆便所等清掃及び保守管理業務委託	前島北公衆便所、栄町公衆便所、鳥堀公衆便所	単年度	1 年	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日	クリーン推進課

9	C	ともかぜ振興会館清掃業務委託	ともかぜ振興会館	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	平和交流・男女参画課
10	C	首里支所庁舎清掃業務委託	首里支所	長期継続契約	2年	令和5年4月1日	令和7年3月31日	ハイサイ市民課首里支所
11	C	小禄支所庁舎清掃業務委託	小禄支所庁舎	長期継続契約	2年	令和5年4月1日	令和7年3月31日	ハイサイ市民課小禄支所
12	C	那覇市歴史博物館清掃業務委託	那覇市歴史博物館	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	文化財課

別表2：警備業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	契約年数	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	那覇市公民館・図書館・人材育成支援センター警備業務委託	那覇市公民館・図書館・人材育成支援センター	長期継続契約	4年	令和5年4月1日	令和9年3月31日	中央図書館
2	A	那覇文化芸術劇場なはーと警備業務委託	那覇文化芸術劇場なはーと	長期継続契約	3年	令和5年4月1日	令和8年3月31日	文化振興課
3	A	なは市民協働プラザ警備業務委託	なは市民協働プラザ	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	まちづくり協働推進課
4	A	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	文化財課

5	A	那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託	那覇市上下水道局庁舎	長期継続契約	3年	令和5年4月1日	令和8年3月31日	上下水道局総務課
6	A	公設市場警備保安業務委託	第一牧志公設市場・宇栄原公設市場	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	なはまち振興課
7	A	令和5年度 明治橋貸切バス待機場場運営管理業務委託	明治橋貸切バス待機場及び乗務員休憩所	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	観光課
8	A	令和5年度 都市公園巡回警備業務委託	那覇市内175公園	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	公園管理課
9	A	那覇市 IT 創造館警備業務委託	那覇市 IT 創造館	長期継続契約	2年	令和5年4月1日	令和7年3月31日	商工農水課
10	A	識名園警備業務委託	識名園	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	文化財課
11	B	玉陵警備業務委託	玉陵	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	文化財課
12	B	首里支所庁舎警備業務委託	首里支所	長期継続契約	2年	令和5年4月1日	令和7年3月31日	ハイサイ市民課首里支所
13	C	令和5年度おもろまち駅交通広場道路情報センター警備業務委託	那覇市おもろまち駅交通広場道路情報センター	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	道路管理課
14	C	那覇市民会館警備業務委託	那覇市民会館	単年度	1年	令和5年4月1日	令和6年3月31日	文化振興課
15	C	那覇市し尿等下水道放流施設警備業務委託	那覇市し尿等下水道放流施設	長期継続契約	3年	令和5年4月1日	令和8年3月31日	クリーン推進課

別表3:業務概要表

案件①	那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託		
履行期間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日（12か月）		
契約形態	単年度契約		
施設名 所在地 施設の規模	(1) 中央公民館・ 図書館	〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番15号	1,703.90 m ²
	(2) 小禄南公民館・ 図書館	〒901-0145 那覇市高良2丁目7番1号	5,778.09 m ²
	(3) 首里公民館・ 図書館	〒903-0812 那覇市首里当蔵町2丁目8番地2	3,710.67 m ²
	(4) 若狭公民館・ 図書館	〒900-0031 那覇市若狭2丁目12番1号	988.07 m ²
	(5) 石嶺公民館・ 図書館・プール	〒903-0804 那覇市首里石嶺町2丁目70番9	2,945.38 m ²
	(6) 繁多川公民館・ 図書館	〒902-0071 那覇市繁多川4丁目1番38号	1,632.00 m ²
	(7) 牧志駅前ほしぞ ら公民館・図書館	〒902-0067 那覇市安里2丁目1番1号 さいおんスクエア3階	2,640.19 m ²
	(8) 人材育成支援 センター	〒902-0073 那覇市字上間549番1	2,728.90 m ²
業務概要	1、清掃内容 (1) 主な日常清掃 ① 床面等の掃き・拭き掃除 ② 紙屑等の処理 ③ 薬剤を用いての各部屋のドアノブ、電灯等のボタン、ロビーの机・椅子等の消毒 ④ トイレ清掃 ⑤ 館の周辺（ピロティー含む）の清掃 など (2) 主な定期清掃 ① 床面ワックス塗り（1回/6か月※一部1回/1年） ② 窓ガラス拭き（1回/6か月※一部1回/1年） ③ 敷地内の草刈り（2～3回/年） 2、その他 (1) 清掃時間 原則午前7時から正午まで（各施設の休館日は除く） ※館によっては時間指定あり ※定期清掃は館の業務に支障がないように行うこと（ワックス塗りは休館日等）		

那覇市公告第 718 号

令和 5 年 3 月 1 日

令和5年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る
入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項及び那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年那覇市水道局規程第1号）第3条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知 念 覚
那覇市上下水道事業管理者 上 地 英之

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託
(別表「那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧」のとおり)
- (2) 履行場所 別表のとおり
- (3) 履行内容 各業務委託の仕様書のとおり（仕様書は入札説明会にて配布）
- (4) 契約予定日 令和5年4月1日
- (5) 履行期間

ア 単年度契約案件

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※本事業の予算については、令和5年度当初予算に計上しているところ
です。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

イ 長期継続契約案件

那覇市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則
第3条に定める任意の期間

※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

長期継続契約案件の入札に係る契約は、那覇市長長期継続契約を締結する
ことができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第
2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度
の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範
囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出

予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第7条第1項に基づき那覇市長の許可を受けた那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者であること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
- (6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（5）に該当するものを除く。）
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課（別表1のとおり）

4 入札説明会の日時・場所

- (1) 日時 令和5年3月10日（金）
午後1時30分受付 午後1時45分事前説明 午後2時入札説明会開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1-1-1）7階 701会議室A B
※入札説明会当日に各業務委託の仕様書等を配布致します。仕様内容の質問については、各案件の所管課担当者よりご回答致します。

5 入札執行の日時・場所

- (1) 日時 令和5年3月24日（金）
午後1時30分受付 午後1時45分事前説明 午後2時入札開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1-1-1）12階 第1研修室A B

6 入札時提出書類

下記（1）～（5）の提出書類に不備がある場合は入札に参加できないため留意すること。

- (1) 入札書（本市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）
- (3) 那覇市一般廃棄物収集運搬許可証（写し）
- (4) 印鑑証明書
- (5) 市町村税完納証明書

※新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている場合は、
「徴収猶予許可通知書の写し」

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、那覇市契約規則第30条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

9 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 その他

- (1) 入札説明会、入札の際は、次の事項について留意すること。

ア 入札参加者は、1業者1名とする。

イ 入札参加者は、37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加する

ことができないものとする。入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。

（2）入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。

（3）提出された書類は返却しない。

（4）入札会場に入室する前に、備え付けの消毒液で手指の消毒を行うこと。

（5）入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

11 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ

〒900－8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098－862－9904 F A X 098－862－9352

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、来庁の際は公共交通機関をご利用下さい。

別表 1 那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧

案件 番号	件名	施設 数	対象施設	所管部	所管課	契約 期間
1	学校ごみ処理業務委託（那覇東地区）	35	那覇市立小学校（17）・中学校（10）・こども園（8）	学校教育部（こどもみらい部）	学校教育課（こども教育保育課）	1 年
2	学校ごみ処理業務委託（那覇西地区）	32	那覇市立小学校（19）・中学校（7）・こども園（6）			1 年
3	令和 5 年度都市公園一般廃棄物処理業務委託	90	那覇市都市公園等	都市みらい部	公園管理課	1 年
4	那覇市役所本庁舎等ごみ処理業務委託	2	那覇市役所本庁舎、真和志庁舎	総務部	管財課	1 年
5	消防庁舎ごみ収集業務委託契約	8	消防庁舎他 7 施設	消防局	消防局総務課	1 年
6	那覇市市民文化部 6 施設ごみ収集業務委託	6	首里支所・壺屋焼物博物館・なは市民協働プラザ・玉陵・識名園・小禄支所	市民文化部	ハイサイ市民課小禄支所	1 年
7	那覇市上下水道局庁舎一般廃棄物搬出業務委託	1	那覇市上下水道局	上下水道局	総務課	3 年
8	令和 5 年度 那覇市学校給食センター（首里・小禄・真和志）ごみ処理業務委託	3	首里・小禄・真和志学校給食センター	学校教育部	学校給食課	1 年

案件 番号	件名	施設 数	対象施設	所管部	所管課	契約 期間
9	図書館・公民館及び 人材育成支援セン ターごみ処理業務 委託	7	中央、繁多川、若狭、 小禄南、首里、石嶺 図書館・公民館、小 禄南公民館 人材育成支援セン ターまーいまーい Naha	生涯学習部	生涯学習課 中央図書館	1年
10	那覇市保健所ごみ 処理業務委託	1	那覇市保健所	健康部	保健総務課	1年
11	識名霊園一般廃棄 物収集運搬業務委 託	1	那覇市識名霊園	環境部	環境保全課	1年

那覇市公告第 719 号

令和 5 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限
付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- （1）件 名：那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理
- （2）履行内容：「那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理仕様書」のとおり

(3) 履行場所：那覇市本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）

(4) 履行期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

※この公告は、令和 5 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 5 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく「物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（7）に該当するものを除く。）
- (9) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号那覇市役所本庁舎 5 階）

4 仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間：令和 5 年 3 月 1 日（水）～ 令和 5 年 3 月 8 日（水）

午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布する。

※本庁舎の駐車場は有料。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和5年3月1日（水）～令和5年3月8日（水）
午後3時まで
- (2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。※メールアドレスは仕様書手交時に配布する。
- (3) 回答日：令和5年3月13日（月） 午後3時まで
- (4) 回答方法：仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和5年3月23日（木）
午前10時30分受付開始 午前10時40分入札開始
- (2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎6階601会議室
※本庁舎の駐車場は有料。
- (3) 入札方法：直接投函
- (4) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。
- (5) 入札時に必要な物
 - ①入札書（本市様式）
 - ②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）
※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除する。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることが

できない。

- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、手交する仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (4) 入札会場に入室する前に、備え付けの消毒液で手指の消毒を行うこと。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問合せ

〒900－8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ（担当：安里）
電話 098－862－9904 F A X 098－862－9352

那覇市公告第 720 号

令和 5 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市本庁舎（所在地：那覇市泉崎1丁目1番1号）
- (4) 履行期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

※この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（7）に該当するものを除く。）
- (9) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課（那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎5階）

4 仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間：令和5年3月1日（水）～ 令和5年3月8日（水）

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布する。

※本庁舎の駐車場は有料。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和5年3月1日（水）～3月8日（水）午後3時まで
- (2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
- (3) 回答日：令和5年3月13日（月）午後3時までに回答
- (4) 回答方法：仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和5年3月23日（木）
午前9時30分受付開始 午前9時40分入札開始
- (2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎6階601会議室
※本庁舎の駐車場は有料。
- (3) 入札方法：直接投函
- (4) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。
- (5) 入札時に必要な物
 - ①入札書（本市様式）
 - ②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）
※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除する。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参

加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、手交する仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (4) 入札会場に入室する前に、備え付けの消毒液で手指の消毒を行うこと。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問合せ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ（担当：安里）
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 721 号

令和 5 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市本庁舎（所在地：那覇市泉崎1丁目1番1号）
- (4) 履行期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

※この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (5) 作業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者がいること。
- (6) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (7) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（8）に該当するものを除く。）
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ内

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 仕様書等の配布方法

仕様書を含む本市様式の書類について、那覇市役所のホームページから

ダウンロードすること。

(2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告2の(5)の資格者証の写し

提出期間：令和5年3月1日（水）～令和5年3月15日（水）

(期限厳守)

提出方法：メールあるいはFAXによる提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メールの場合はメール本文、FAXの場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間：令和5年3月1日（水）～令和5年3月8日（水）

午後3時まで

(2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告4の(2)を参照。

(3) 回答日：令和5年3月13日（月）午後3時までに回答

(4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時：令和5年3月23日（木）

午前9時00分受付開始 午前9時10分入札開始

(2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎6階601会議室

※本庁舎の駐車場は有料。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※本市様式は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものと

する。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

- (2) 入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当

該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (4) 入札会場に入室する前に、備え付けの消毒液で手指の消毒を行うこと。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ（担当：安里）
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 722 号

令和 5 年 3 月 1 日

機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の
実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 機密文書再生処理業務委託
- (2) 履行内容 「機密文書再生処理業務委託に係る単価契約仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎1丁目1番1号
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
※この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 裁断または溶解処理を行う処理場が那覇市役所本庁舎より15km圏内にあること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (5) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

-
- 3 契約条項を示す場所
那覇市総務部管財課（那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階）
- 4 仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 令和5年3月1日（水）～ 令和5年3月8日（水）
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※駐車場は有料です。
- 5 仕様書等に対する質問及び回答
（1）質問期間 令和5年3月1日（水）～ 令和5年3月8日（水）
（2）質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
（3）回 答 日 令和5年3月13日（月）まで
（4）回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対しメールで回答します。
- 6 入札執行の日時及び場所など
（1）日 時 令和5年3月24日（金）
午後1時30分受付開始 午後1時40分入札開始
（2）場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階601会議室
※駐車場は有料です。
（3）入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。
（4）入札時に必要なもの
①入札書（本市様式）
②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）
③印鑑証明書
※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。
- 7 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項第2号に基づき免除とする。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。
- 8 入札心得
（1）入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
-

- (2) 入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

ア 本件入札は、単価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。

イ 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

ア (1)において優先する順位の者（以下「落札候補者」という。）について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。

イ 落札候補者が、次項に定める書類を提出した後に、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

ウ 落札者決定についてはホームページ上で公表する

12 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札資格審査申請書

イ 納税証明書（本市税の滞納のない証明書）

※新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている場合は、「徴収猶予許可通知書の写し」

ウ 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（本市様式）

エ 本公告2（3）に示す処理場を確認できる書類（本市様式）

(2) 提出期限

令和5年3月28日（火） 午後2時（※厳守）

13 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除とする。

14 その他

(1) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。

(2) 入札の際は、次の事項について留意すること。

ア 入札参加者は、1業者1名とする。

イ 入札参加者は、37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。

(3) 提出された書類は返却しない。

15 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 723 号

令和 5 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札
の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託
- (2) 履行内容 「那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
那覇市泉崎1丁目1番1号
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項

この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の「管」の業種で登録していること。
- (2) 業務従事者に冷媒フロン類取扱技術者（第二種以上）の資格を有する者がいること。
- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 仕様書の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間：令和5年3月1日（水）～令和5年3月8日（水）

配布方法：那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告2の（2）の資格者証の写し

提出期間：令和5年3月1日（水）～令和5年3月15日（水）

（期限厳守）

提出方法：メールまたはFAX

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

※メールの場合はメール本文、FAXの場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和5年3月1日（水）～令和5年3月8日（水）

午後3時まで

質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告4の（2）を参照。

回 答 日 令和5年3月13日（月）午後3時までに回答

回答方法 資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

（1）日 時 令和5年3月24日（金）

午前10時30分受付開始 午前10時40分入札開始

（2）場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市本庁舎6階 601会議室

※本庁舎の駐車場は有料です。

（3）入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

（4）入札時に必要なもの

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

（1）入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

（2）入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

（3）入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

（4）入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

（5）開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は貸貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (3) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、37.5度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (4) 提出された書類は返却しない。

14 お問い合わせ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 724 号

令和 5 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託
- (2) 履行場所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3) 履行対象 エスカレーター4基（型式：S1000TE-D）
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項

この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の「機械器具設置」の業種に登録していること。
- (2) 本市の市税等の納入義務がある者については、その市税等に滞納が無いこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税が困難となっている場合は徴収の猶予を受けていること。
- (3) 沖縄県内に事業場を有していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は

関係していないこと。

- (11)「昇降機等検査員」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が3年以上ある者が3人以上在職していること。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ上

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 仕様書等の配布方法

仕様書を含む本市様式の書類について、那覇市役所のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加に必要な書類

必要書類：「昇降機等検査員」資格者証の写し（本件業務と同一規模の保守点検実務経験が3年以上ある従業員3名分）

提出期間：令和5年3月1日（水）～令和5年3月15日（水）

（期限厳守）

提出方法：メールあるいはFAXによる提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メールの場合はメール本文、FAXの場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和5年3月1日（水）～令和5年3月8日（水）

午後3時まで

質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告4の（2）を参照。

回答日 令和5年3月13日（月）午後3時までに回答

回答方法 資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時：令和5年3月23日（木）

午後1時30分受付開始 午後1時40分入札開始

(2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎6階601会議室

※本庁舎の駐車場は有料。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札

(4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

(5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札

(6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

(8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札

- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

11 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (4) 入札会場に入室する前に、備え付けの消毒液で手指の消毒を行うこと。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札

を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

【お問合せ】

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 725 号

令和 5 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争
入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

（1）業 務 名 那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託

（2）履行場所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）

那覇市泉崎1丁目1番1号

（3）履行対象 エレベーター4基

（4）履行期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日

（5）長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

（6）特記事項

この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「機械器具設置」に登録していること。
- (2) 市町村税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税が困難となっている場合は徴収の猶予を受けていること。
- (3) 沖縄県内に事業場を有していること。
- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）に定めるところによる。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (11) 「昇降機等検査員」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が3年以上ある者が3人以上在職していること。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ上

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 仕様書等の配布方法

仕様書を含む本市様式書類について、那覇市役所のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加に必要な書類

必要書類：「昇降機等検査員」資格者証の写し（本件業務と同一規模の保守点検実務経験が3年以上ある従業員3名分）

提出期間：令和5年3月1日（水）～令和5年3月15日（水）

（期限厳守）

提出方法：メールあるいはFAXによる提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX : 098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メールの場合はメール本文、FAXの場合は提出書類に、
①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所
名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和5年3月1日(水)～令和5年3月8日(水)

午後3時まで

質問方法 質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告4の(2)を参照。

回答日 令和5年3月13日(月)午後3時までに回答

回答方法 資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時: 令和5年3月23日(木)

午後2時受付開始 午後2時10分入札開始

(2) 場 所: 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎6階601会議室

※本庁舎の駐車場は有料。

(3) 入札方法: 直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書(本市様式)

②代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づく場合は免除すること。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、

委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある

11 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、37.5 度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (4) 入札会場に入室する前に、備え付けの消毒液で手指の消毒を行うこと。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

【お問合せ】

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 726 号

令和 5 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施
について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 履行内容 「那覇市本庁舎自家用電気工作物保管管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項

この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人一覧名簿（2022年6月20日現在）に登録されていること。
- (2) 業務従事者に電気主任技術者（第三種以上）の資格を有する者がいること。
- (3) 電気事業法施行規則第五十二条の二第二号ロ「別に告示する機械器具」

を有していること。

- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難になっている場合は、徴収の猶予を受けていること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（7）に該当するものを除く。）
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課

（那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階）

4 業務委託仕様書の配布

配布期間 令和5年3月1日（水）～令和5年3月8日（水）

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番地1号 本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和5年3月1日（水）～令和5年3月8日（水）

質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 令和5年3月13日（月）までに回答する。

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時 令和5年3月24日（金）

午前10時00分受付開始 午前10時10分入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎6階601会議室

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(4) 入札時に必要なもの

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

③印鑑証明書

※様式等は那覇市ホームページからダウンロード

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

ア 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。

イ 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

ア (1)において優先する順位の者（以下「落札候補者」という。）について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。

イ 落札候補者が、次項に定める書類を提出した後に、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

ウ 落札者決定についてはホームページ上で公表する。

12 資格審査書類の提出及び提出期限（落札候補者のみ）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市総務部管財課まで持参のうえ提出すること。ただし、本市法制契約課が管理する「建設工事等入札参加資格者名簿」に登録されている者は、以下のウ～ケの書類の提出を免除する。なお、申請書類は令和 5 年 3 月 1 日現在で作成し、各証明書は令和 5 年 1 月 1 日以降に発行されたものを提出すること。

(1) 提出書類

- ア 入札資格審査申請書
- イ 誓約書（本市様式）
- ウ 所在地見取図（本市様式）
- エ 有資格者名簿（本市様式）
- オ 履歴事項全部証明書
- カ 納税証明書（本市税の滞納のない証明書）※新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている場合は、「徴収猶予許可通知書の写し」
- キ 労働保険（労災・雇用）加入証明書またはそれに代わるもの
- ク 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- ケ 本公告 2 の（2）の資格者証の写し

(2) 提出期限

令和 5 年 3 月 28 日（火） 午後 2 時（※厳守）

13 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付すこと。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 その他

- (1) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1 業者 1 名とする。
 - イ 入札参加者は、37.5 度以上の体温が検知された場合や、体調不良（せき、発熱、悪寒等）がある場合、入札に参加することができないものとする。
入札参加予定者が体調不良（せき、発熱、悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (3) 提出された書類は返却しない。

15 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 727 号

令和 5 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託制限付一般競争入札
の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- （1）契約案件名 那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託
- （2）履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
那覇市泉崎1丁目1番1号
- （3）履 行 対 象 本庁舎消防設備等
- （4）履 行 期 間 令和5年4月1日から令和7年3月31日
- （5）長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

（6）特記事項

この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- （1）那覇市「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「消防施設」に登録されていること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。

- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。
- (4) 従業員に次の資格を有する者がいること。
- ・消防設備士免状（甲種1～5類及び乙種6類）
 - ・第1種消防設備点検資格者免状
 - ・第2種消防設備点検資格者免状
 - ・防災管理点検資格者免状
 - ・危険物取扱者免状（乙種4類又は甲種）
- (5) 那覇市の市税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税が困難となっている場合は徴収の猶予を受けていること。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
- (8) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（9）に該当するものを除く。）
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ内

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 仕様書等の配布方法

仕様書等について、原則那覇市役所のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告2の（4）の資格者証（各1人分）の写し

提出期間：令和5年3月1日（水）～令和5年3月15日（水）

（期限厳守）

提出方法：メールあるいはFAXによる提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メールの場合はメール本文、FAXの場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、

③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和 5 年 3 月 1 日（水）～令和 5 年 3 月 8 日（水）
午後 3 時まで
- (2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは本公告 4 の（2）を参照。
- (3) 回答日：令和 5 年 3 月 13 日（月）午後 3 時までに回答
- (4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和 5 年 3 月 24 日（金）
午前 9 時 00 分受付開始 午前 9 時 10 分入札開始
- (2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 6 階 601 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっている。
- (3) 入札方法：直接投函
- (4) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。
- (5) 入札時に必要な物
- ①入札書（本市様式）
- ②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）
※本市様式は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者型の物の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は貸貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 入札説明会を開催しない。
- (3) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (4) 入札会場に入室する前に、備え付けの消毒液で手指の消毒を行うこと。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問合せ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 728 号

令和 5 年 3 月 1 日

令和5年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和5年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託
- (2) 履行場所 エコマール那覇リサイクル棟（南風原町字新川655番地）
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 沖縄県内に本社もしくは営業所等があること。
- (2) 各メーカーの重機類の保守点検ができること。
- (3) 市町村税を完納していること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (11) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

- (1) 入札説明会はいませんので、入札案内及び仕様書を熟読してください。
- (2) 入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

- 質問期間 令和5年3月15日（水）～令和5年3月22日（水）
- 質問方法 質問書（市様式）を環境部クリーン推進課へFAXすること。
- 回 答 日 令和5年3月24日（金）
- 回答方法 FAXにて回答します。

5 入札執行の日時及び場所

- 日 時 令和5年3月28日（火）午前11時00分
- 場 所 南風原町字新川650番地
（那覇市・南風原町環境施設組合管理棟3階研修室）

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項の規定に基づく場合は免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 業務実績調書（市様式）
- (3) 市町村税完納証明書の写し
- (4) 商業登記簿の写し
- (5) 誓約書兼同意書（市様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 特記事項

この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる案件である。市議会により当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、入札を延期または中止する場合がある。

11 問い合わせ先

那覇市環境部クリーン推進課管理グループ

電話 098-889-3567 F A X 098-888-1274

那覇市公告第 729 号

令和 5 年 3 月 1 日

令和5年度エコマール那覇空調設備保守点検業務委託に係る制限付
一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和5年度エコマール那覇空調設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 エコマール那覇リサイクル棟（南風原町字新川655番地）
エコマール那覇プラザ棟（南風原町字新川641番地）
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 那覇市建設工事等入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業者「管」に登録していること。
- (2) 過去2年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績があること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 那覇市内に本店または支店、営業所等があること。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

- (1) 入札説明会はいませんので、入札案内及び仕様書を熟読してください。
- (2) 入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和5年3月15日（水）～令和5年3月22日（水）
質問方法 質問書（市様式）を環境部クリーン推進課へFAXすること。
回 答 日 令和5年3月24日（金）
回答方法 FAXにて回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 令和5年3月27日（月）午前11時00分
場 所 南風原町字新川650番地
（那覇市・南風原町環境施設組合管理棟3階研修室）

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項の規定に基づく場合は免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 市税完納証明書の写し
- (4) 商業登記簿の写し
- (5) 誓約書兼同意書（市様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 特記事項

この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる案件である。市議会により当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、入札を延期または中止する場合がある。

11 問い合わせ先

那覇市環境部クリーン推進課管理グループ

電話 098-889-3567 F A X 098-888-1274

那覇市公告第 730 号

令和 5 年 3 月 1 日

那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：那覇市保健所環境衛生管理業務委託
- (2) 履 行 場 所：那覇市保健所（所在地：那覇市与儀1丁目3番21号）
- (3) 履 行 内 容：別紙仕様書による（入札説明会にて配布）
- (4) 契約予定日：令和5年4月1日
- (5) 履 行 期 間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に定めるものに該当しないこと。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号及び第8号の登録があること。
- (3) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 過去2年間に官公庁の施設で規模をほぼ同じくする環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績が2件以上あること。
- (5) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

3 契約条項を示す場所

場 所：那覇市与儀1丁目3番21号
那覇市保健所1階 保健総務課

4 入札説明会の日時及び場所

日 時 令和5年3月9日（木） 午前10時半
場 所 那覇市与儀1丁目3番21号
那覇市保健所3階 健康増進室

5 入札説明会時提出書類

- 2.(1)～(5)が確認できる書類

6 入札執行の日時及び場所

日 時 令和5年3月23日（木） 午前10時半
場 所 那覇市与儀1丁目3番21号
那覇市保健所3階 健康増進室

7 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

8 入札保証金

入札保証金は免除（那覇市契約規則第8条第1項第3号）

9 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いたとき
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (7) 明らかに談合と認められるとき
- (8) 他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

- (1) 入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は今後一定期間の入札参加停止処分とする。
- (2) 本案件に係る予算の議決が無かった場合は、入札を取り止める。

12 お問合せ

那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 宮里（英）
〒902-0076 那覇市与儀1丁目3番21号
電話 098-853-7964 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 731 号
令和 5 年 3 月 1 日

那覇市保健所空調設備保守管理業務の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：那覇市保健所空調設備保守管理業務委託
- (2) 履 行 場 所：那覇市保健所（那覇市与儀1丁目3番21号）
- (3) 履 行 内 容：別紙仕様書による（入札説明会にて配布）
- (4) 契 約 予 定 日：令和5年4月1日
- (5) 契 約 期 間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に定めるものに該当しないこと。
- (2) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿の業種「管」に登録していること。
- (3) 過去2年間に官公庁の施設で規模をほぼ同じくする空調設備保守管理業務の請負実績が2件以上あること。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市与儀1丁目3番21号
那覇市保健所1階 保健総務課

4 入札説明会の日時及び場所

日時：令和5年3月9日（木）午前9時半
場所：那覇市与儀1丁目3番21号
那覇市保健所3階 健康増進室

5 入札説明会時提出書類

2.(1)～(3)が確認できる書類

6 入札執行の日時及び場所

日時：令和5年3月23日（木）午前9時半
場所：那覇市与儀1丁目3番21号
那覇市保健所3階 健康増進室

7 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

8 入札保証金

入札保証金は免除（那覇市契約規則第8条第1項第3号）

9 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき

- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いたとき
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (7) 明らかに談合と認められるとき
- (8) 他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき

10 郵送による入札は認めない

11 留意事項

- (1) 入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。
- (2) 本案件に係る予算の議決が無かった場合は、入札を取り止める。

12 お問合せ

那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 宮里（英）
〒902-0076 那覇市与儀1丁目3番21号
電話 098-853-7964 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 732 号
令和 5 年 3 月 1 日

「令和5年度 那覇市消防局寝具類賃貸借契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市消防局寝具類賃貸借契約
- (2) 履行場所 那覇市消防局庁舎、他7署所（別添仕様書参照）
- (3) 履行内容 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業（寝具類の賃貸業及びクリーニング業）を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、業務実績調、誓約書（市指定様式）、市町村税等完納証明書（写し可）、印鑑証明書（原本）、使用印鑑届出書、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）、クリーニング所検査確認済証（写し）を令和5年3月15日（水）までに提出すること。郵送での提出の場合においても提出期限までに必着とする。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は3ヵ月以内に取得したものを提出すること。※本市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

4 仕様書の配布

那覇市ホームページに掲載する仕様書をダウンロードすること。

5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年3月10日（金）午後3時から
- (2) 場所 那覇市消防局4階 第2会議室（那覇市銘苅2丁目3番8号）

6 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年3月23日（木）午後3時から
- (2) 場 所 那覇市消防局4階 第2会議室（那覇市銘苅2丁目3番8号）
- (3) 特記事項 この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始後の事前準備手続きであり、本入札案件は令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

7 入札時提出書類

(1) 入札書（本市指定様式）

※入札書には、自己の見積った金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（本市指定様式）

※本市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。

(2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

(3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

11 質問の方法・回答

(1) 質問の方法 (別紙①) 質問書に質問内容を記載し、消防局総務課宛てメールまたはFAXにて提出すること。

※提出後、必ず消防局総務課へ連絡すること。

(2) 質問期限 令和5年3月15日（水）午後3時

(3) 質問に対する回答 令和5年3月17日（金）午後3時までに入札参加業者全員へFAXにて回答する。

12 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

(1) 入札参加者は必ずマスクを持参のうえ着用すること。

(2) 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受け、37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができない。入札参加者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。

13 最低賃金遵守誓約書の提出

契約を締結した者は、契約締結後、速やかに市指定様式の最低賃金遵守誓約書を提出すること。

14 その他

郵送による入札は認めない。また、提出された書類は返却しない。

15 問い合わせ先

那覇市消防局総務課

担当 安田

T E L 867－0119

F A X 869－1190

E-mail f-sou001@city.naha.lg.jp

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第1号

令 和 5 年 2 月 8 日

公 布 済

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程の一部を改正する規程をここに
公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程(平成17年那覇市上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(貸付けの対象者) 第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている<u>満20歳以上の者</u>でなければならない。 (1) [略] (2) 市税を完納していること又は<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の5の規定に基づき市税について財産の換価猶予中であること。</u> (3)～(5) [略] 2 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、前項の規定にかかわらず自己資金のみで水洗便所への改造等の工事費用を全額一時に負担することが可能であると認めるときは、貸付けの対象者から除くことができる。 (貸付けの対象工事) 第3条 資金の貸付けは、次に掲げる工事について行うものとする。 (1)～(2) [略] (3) 排水設備工事で管理者がやむを得ないと認める部分接続工事 (貸付条件) 第5条 貸付けの条件は、次の各号に掲げる<u>区分に応じて当該各号に掲げる</u>とおりとする。 (1)～(2) [略] (借受申込み) 第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号。以下「下水道条例」という。)第8条第1項に定める排水設備等の計画の確	(貸付けの対象者) 第2条 資金の貸付けを受けることができる者<u>(法人を除く。)</u>は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。 (1) [略] (2) 市税を完納していること。 (3)～(5) [略] 2 <u>前項第1号の家屋が共有物である場合は、書面により各共有者の同意を得るものとする。</u> (貸付けの対象工事) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) 排水設備工事で<u>上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>がやむを得ないと認める部分接続工事 (貸付条件) 第5条 貸付けの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略] (借受申込み) 第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、<u>工事着手前までに</u>那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号。以下「下水道条例」という。)第8条第1項に定める排水設

認申請と同時に水洗便所改造等資金借受申込書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。	備等の計画の確認申請と同時に水洗便所改造等資金借受申込書を管理者に提出しなければならない。
2 前項の借受申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 [略]
	(1) <u>下水道条例第10条に規定する那覇市上下水道局排水設備工事指定店(以下「指定工事店」という。)の工事見積書</u>
(1) <u>住民票謄本</u>	(2) <u>工事の着手前の写真</u>
(2) <u>市税の完納証明書</u>	(3) <u>住民票謄本(特別)</u>
	(4) <u>所得証明書</u>
(3) <u>借受申込者が使用者である場合には、その家屋の所有者の承諾書</u>	(5) <u>市税及び国民健康保険税の完納証明書</u>
	(6) <u>印鑑証明書</u>
(4) <u>借受申込者及び連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書</u>	(7) <u>固定資産証明書(家屋)又は自己所有の建築物であることを証明できる書類(借受申込者が使用者である場合には、その家屋の所有者の承諾書)</u>
	(8) <u>連帯保証人の印鑑証明書、所得証書及び住民票抄本(特別)</u>
(5) [略]	(9) [略]
(貸付けの決定)	(貸付けの決定)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 前項の通知は、水洗便所改造等資金貸付決定通知書(第2号様式)又は水洗便所改造等資金借受申込却下通知書(第3号様式)によるものとする。	2 前項の通知は、水洗便所改造等資金貸付決定通知書又は水洗便所改造等資金借受申込却下通知書によるものとする。
(資金の交付時期)	(資金の交付時期)
第9条 [略]	第9条 [略]
	2 <u>借受人は、貸付金の請求及び受領を指定工事店に委任することができる。この場合において、委任状を添付しなければならない。</u>
(借用証書の提出)	(借用証書の提出)
第10条 借受人は、<u>連帯保証人が自署した水洗便所改造等資金借用証書(第4号様式)</u>を管理者が指定した日までに提出しなければならない。	第10条 借受人は、<u>借受人と連帯保証人が連署した水洗便所改造等資金借用証書</u>を管理者が指定した日までに提出しなければならない。

(連帯保証人の要件) 第11条 第2条第1項第5号の連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備えている<u>満20歳以上の者</u>でなければならない。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) [略] 2 [略] (償還期限の延長) 第15条 [略] 2 前項の規定により償還期限の延長を受けようとする借受人は、水洗便所改造等貸付金償還期限延長申請書(第5号様式)にこれを証明するに足りる書類を添付して管理者に提出しなければならない。 第1号様式(第6条関係) [略] 第2号様式(第7条関係) [略] 第3号様式(第7条関係) [略] 第4号様式(第10条関係) [略] 第5号様式(第15条関係) [略]	(連帯保証人の要件) 第11条 第2条第1項第5号の連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) [略] 2 [略] (償還期限の延長) 第15条 [略] 2 前項の規定により償還期限の延長を受けようとする借受人は、水洗便所改造等貸付金償還期限延長申請書にこれを証明するに足りる書類を添付して管理者に提出しなければならない。 (様式) 第20条 次の表に掲げる文書の様式は、管理者が定める。 <table border="1"> <tr> <th>文書の名称</th><th>関係規定</th></tr> <tr> <td>水洗便所改造等資金借受申込書</td><td>第6条第1項</td></tr> <tr> <td>水洗便所改造等資金貸付決定通知書</td><td>第7条第2項</td></tr> <tr> <td>水洗便所改造等資金借受申込却下通知書</td><td>第7条第2項</td></tr> <tr> <td>水洗便所改造等資金借用証書</td><td>第10条</td></tr> <tr> <td>水洗便所改造等貸付金償還期限延長申請書</td><td>第15条第2項</td></tr> </table>	文書の名称	関係規定	水洗便所改造等資金借受申込書	第6条第1項	水洗便所改造等資金貸付決定通知書	第7条第2項	水洗便所改造等資金借受申込却下通知書	第7条第2項	水洗便所改造等資金借用証書	第10条	水洗便所改造等貸付金償還期限延長申請書	第15条第2項
文書の名称	関係規定												
水洗便所改造等資金借受申込書	第6条第1項												
水洗便所改造等資金貸付決定通知書	第7条第2項												
水洗便所改造等資金借受申込却下通知書	第7条第2項												
水洗便所改造等資金借用証書	第10条												
水洗便所改造等貸付金償還期限延長申請書	第15条第2項												

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第2号
令 和 5 年 2 月 8 日
公 布 済

那覇市上下水道局資材の譲与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局資材の譲与に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局資材の譲与に関する規程（平成24年那覇市上下水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>排水溝等の工事を行う者</u>に対し、公益上の必要に基づいてする資材の譲与について、<u>必要な事項を定めるものとする。</u> (用語の定義) 第2条 この規程で、<u>工事とは下水道法(昭和33年法律第79号)に定める公共下水道及び都市下水路並びにかんがい排水施設以外の排水溝等の新設、改良及び維持の工事をいう。</u> (譲与資材の品目) 第3条 譲与する資材は、次に掲げるものとする。<u>ただし、第4号及び第5号の資材は、^{きよ}暗渠工事に限り譲与することができる。</u> (1) <u>路面舗装用材料</u> (2) <u>ヒューム管、U字溝、^{みた}落蓋U字溝</u> (3) <u>間知ブロック</u> (4) <u>セメント</u> (5) <u>鉄筋</u> (6) <u>レデーミクストコンクリート(生コン)</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>が排水溝等の工事に使用する資材の譲与を受けようとする者(以下「申請者」という。)<u>に対し、公益上の必要に基づいてする資材の譲与について必要な事項を定めるものとする。</u> (対象工事) 第2条 この規程において、<u>管理者が資材を譲与することができる工事は、排水溝等(下水道法(昭和33年法律第79号)に規定する下水道、法定外公共物(国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号に規定する河川等のうち、本市が国から譲与を受けたものをいう。)</u>及び<u>かんがい排水施設を除く。第14条において同じ。)</u>の新設、改良及び<u>補修等を行うものを対象とする。</u> (譲与資材の品目) 第3条 譲与する資材は、次に掲げるものとする。 (1) <u>U字溝</u> (2) <u>ヒューム管</u> (3) <u>舗装用材料</u> (4) <u>その他管理者が認めるもの</u>

(7) 防護柵^{さく}

(譲与の申請)

第4条 資材の譲与を受けようとする者は、資材譲与申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(資材譲与の決定)

第5条 管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、現地調査及び書類審査の上、適当と認める者については、資材の譲与を決定し、資材譲与通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(工事の変更、中止等)

第7条 資材の譲与を受けた者(以下「工事施工者」という。)は、次の各号の一に該当するときは、工事の変更、中止等承認申請書(第3号様式)により、速やかに管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

(1)～(2) [略]

(資材譲与の取消等)

第8条 工事施工者が、次の各号の一に該当するときは、管理者は、資材の譲与を取り消し、又は、既に譲与した資材の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この規程に違反したとき。(2) 譲与条件に違反したとき。(3) 工事の施工が不適当と認められたとき。(4) その他、管理者が不適当と認める理由があるとき。

(譲与の申請)

第4条 申請者は、資材譲与申請書に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(資材譲与の決定)

第5条 管理者は、前条の申請書を受理し、現地調査及び書類審査の上、適当と認める場合は、資材の譲与を決定し、資材譲与通知書により、申請者に通知するものとする。

(工事の変更、中止等)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、工事の変更、中止等承認申請書により、速やかに管理者に届け出て、その承認を求めなければならない。

(1)～(2) [略]

(資材譲与の取消等)

第8条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に規定する決定を取り消し、又は、既に譲与した資材の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第2条の規定による対象工事ではない用途のために譲与した資材を使用したとき。(2) 第6条に規定する条件に違反したとき。(3) 申請者が第12条第1項に規定する確認調査を拒否したとき。(4) 第13条に規定する是正措置を受けたにもかかわらず、これに従わないと

(受領書の提出)

第9条 工事施工者は、資材の交付を受けたときは、速やかに資材受領書(第4号様式)を管理者に提出しなければならない。

(確認調査)

第12条 管理者は、工事施工者から工事完了の通知を受けたときは、職員をして現地調査を行わせ、当該工事が資材譲与の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、当該工事施工者に対してその旨通知するものとする。

2 前項の確認調査を命じられた職員は、工事完成確認調書(第5号様式)を作成しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 管理者は、前条の確認調査により、資材譲与の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該工事につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該工事施工者に命ずることができる。

き。

(5) その他管理者が不相当と認める理由があるとき。

(受領書の提出)

第9条 申請者は、資材の交付を受けたときは、速やかに資材受領書を管理者に提出しなければならない。

(確認調査)

第12条 管理者は、申請者から工事完了の通知を受けたときは、職員に確認調査を行わせ、当該工事が資材譲与の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認する。

2 前項の確認調査を命じられた職員は、工事完了確認調書を作成しなければならない。

(是正措置)

第13条 管理者は、第11条に規定する指導又は前条第1項の確認調査により、資材譲与の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該工事につき、これらに適合させるための是正措置を申請者に命ずることができる。

(維持管理)

第14条 申請者その他排水溝等を利用する者は、排水溝等の機能を損なわないように維持管理を行わなければならない。

(様式)

第15条 次の表に掲げる文書の様式は、管理者が定める。

文書の名称	関係規定
資材譲与申請書	第4条
資材譲与通知書	第5条
工事の変更、中止等承認申請書	第7条
資材受領書	第9条
工事完了通知書	第12条第1項

	工事完了確認調書	第12条第2項
	是正措置通知書	第13条
	(補則)	
	第16条 この規程に定めるもののほか、必 要な事項は、管理者が定める。	
第1号様式(第4条関係)	[略]	
第2号様式(第5条関係)	[略]	
第3号様式(第7条関係)	[略]	
第4号様式(第9条関係)	[略]	
第5号様式(第12条関係)	[略]	
備考		
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。		
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。		
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。		
4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。		
5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。		

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 22 号
令 和 5 年 2 月 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 554 号
指定工事店名	合同会社三共企画開発
営業所所在地	沖縄県那覇市高良二丁目15番 3 号101
代表者氏名	宮城 栄
有効期間	自 令和5年2月2日
	至 令和9年3月31日

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号
令和5年3月1日

那覇市学校給食センター財務会計規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 山 城 良 嗣

那覇市学校給食センター財務会計規程の一部を改正する訓令

那覇市学校給食センター財務会計規程(平成元年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、那覇市学校給食センター(以下「給食センター」という。)に係る<u>予算編成、執行及び会計に関する事務並びに学校給食用物資の購入及び決算等</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。 (学校給食の実施回数) 第2条 給食センターの<u>行う</u>学校給食は、<u>原則として年間を通じ200回とし、授業日の昼食時に実施するものとする。</u> (1食単価) 第3条 学校給食1食あたりに要する費用は、那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程(平成元年<u>教育委員会訓令第1号</u>。以下「教育委員会訓令」という。)第2条に規定する学校給食費の額に11を乗じ200で<u>除した額</u>を基準とする。 (予定人員報告) 第4条 <u>給食センターの取り扱う給食実施校の校長</u>(以下「校長」という。)は<u>毎学年度、修学旅行、宿泊学習、自然教室及び遠足等の学校行事等を記載した学校給食実施計画表(第1号様式)を当該学年度の開始する日の前日までに給食センター所長</u>(以下「所長」という。)に報告しなければならない。 2 校長は、毎月の学校給食の実施回数及び人員等について当該月の10日前までに、	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、那覇市学校給食センター(以下「給食センター」という。)に係る<u>学校給食費の取扱い</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。 (学校給食の実施回数) 第2条 給食センターが<u>行う</u>学校給食は、<u>1年度につき200回を基準として実施する。</u> (1食単価基準額) 第3条 学校給食1食あたりに要する費用は、那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程(平成元年<u>那覇市教育委員会訓令第1号</u>。以下「教育委員会訓令」という。)第2条に規定する学校給食費の額に11を乗じ200で<u>除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「1食単価基準額」という。)</u>を基準とする。 (予定人員報告) 第4条 <u>給食センターから学校給食の供給を受ける学校(第27条第1項において「受配校」という。)</u>の校長(以下「校長」という。)は、毎年度、当該年度の翌年度における<u>修学旅行、宿泊学習、自然教室、遠足等の学校行事その他学校給食の実施に係る事項</u>を記載した学校給食実施計画表を給食センターの<u>所長</u>(以下「所長」という。)が定める日までに所長に提出しなければならない。 2 校長は、毎月の学校給食の実施回数及び人員等について当該月の10日前までに、

給食予定人員報告書(第2号様式)により
所長に報告しなければならない。

3 [略]

(給食費の徴収)

第6条 校長は、毎月(8月を除く。)、教育
委員会訓令に規定する額の学校給食費
(以下「給食費」という。)を当該給食費
を徴収する月の10日までに児童及び生徒
の保護者から徴収する。

給食予定人員報告書により所長に報告し
なければならない。

3 [略]

(徴収)

第6条 校長は、教育委員会訓令第2条に規
定する学校給食費の額(7月及び8月に実
施する学校給食に係るものにあつては、
別に定める額。以下「給食費月額」とい
う。)を別表第1に定める給食費月額を徴
収する月の10日(その日が本市の休日(那
覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市
条例第33号)第1条第1項に規定する本市
の休日をいう。以下同じ。)に当たる場合
は、その日の直後の本市の休日でない日)
までに児童及び生徒の保護者並びに学校
に勤務する職員(以下「学校職員」とい
う。)から徴収する。

2 校長は、児童若しくは生徒又は学校職員
が月の途中で転入した場合の当該月に実
施する学校給食については、前項の規定
にかかわらず、転入後に初めて登校した
日以後の学校給食の実施回数に1食単価
基準額を乗じて得た額を、当該月の翌月
の10日(その日が本市の休日に当たる場
合は、その日の直後の本市の休日でない
日)までに、当該児童若しくは生徒の保護
者又は当該学校職員から徴収する。ただ
し、次のいずれかに該当するときは、給
食費月額を徴収する。

(1) 当該月において実施される学校給
食の全てを受けることとなるとき。

(2) 徴収すべき額が給食費月額を超え
るとき。

3 校長は、その置かれた学校において勤務
を要する日が週5日に満たない学校職員
については、前2項の規定にかかわらず、
当該勤務を要する日における学校給食の
実施回数に1食単価基準額を乗じて得た
額を、別表第1に定める徴収月の翌月の1
0日(その日が本市の休日に当たる場合

- 2 前項の規定による徴収は、校長が別に定める方法による。

(給食費の納付)

第7条 前条第1項の規定により徴収した給食費は、当該給食費を徴収する月の15日までに、所長に口座振替の方法により納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の規定により給食費を納付した場合、速やかに給食費納付報告書(第3号様式)により、所長に報告しなければならない。

- 3 所長は、前項の規定により、給食費納付の報告を受けた場合、速やかに領収証書(第4号様式)を校長に交付しなければならない。

(給食費の減額及び還付)

第8条 欠席を届け出ることにより、休業日を除き引き続く5日を超える日数について、校長が特に必要と認める場合は、1食単価の基準額に欠席日数を乗じた額を減額するものとする。

- 2 修学旅行、宿泊学習及び自然教室その他の学校行事を実施する場合は、1食単価基準額に実施日数を乗じた額を減額するものとする。

- 3 転出入学の場合の徴収額及び還付額は、別表第1のとおりとする。

- 4 死亡の場合の還付額は、その翌日から日割で算定する。

は、その日の直後の本市の休日でない日)までに当該学校職員から徴収する。

- 4 前3項の規定による徴収は、校長が別に定める方法による。

(納付等)

第7条 前条の規定により徴収した金銭は、当該金銭を徴収する月の15日までに、所長に口座振替の方法により納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の規定による納付をした場合は、速やかに給食費納付報告書により、所長に報告しなければならない。

- 3 所長は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに領収証書を校長に交付しなければならない。

(減額等)

第8条 校長は、児童若しくは生徒又は学校職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める回数に1食単価基準額を乗じて得た額(その額が給食費月額を超えときは、給食費月額)を、給食費月額から減額するものとする。

- (1) 病気、事故その他の理由により学校給食を受けない期間が引き続き5日(本市の休日の日数は、算入しない。)を超える場合(当該理由について届出があった場合に限る。) 当該期間の6日目に当たる日から当該期間の末日までの学校給食の実施回数(校長が当該届出を受理した日から起算して5日(本市の休日の日数は、算入しない。)を経過した日以後のものに限る。)

- (2) 修学旅行、宿泊学習、自然教室等の学校行事その他学校給食を実施しない事由により、特定の学年のみ学校給食を実施しなかった場合 実施しなかった学校給食の回数

- (3) 転出した場合 最後に登校した日

	<u>の翌日以後の学校給食の実施回数</u> <u>(4) 死亡した場合 死亡した日の翌日以後の学校給食の実施回数</u> <u>(5) その他学校教育部長が必要と認める場合 学校教育部長が必要と認める回数</u> <u>2 食物アレルギー等により学校給食の全部又は一部を受けない場合における減額の取扱いについては、別に定める。</u> <u>3 校長は、前2項の規定による減額をしたときは、当該減額をした額を還付し、又は未納の学校給食費に充当するものとする。</u> <u>4 校長は、第1項又は第2項の規定による減額をしたときは、速やかに所長に報告するものとする。</u> <u>5 第6条第2項に規定する場合における児童若しくは生徒又は学校職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「給食費月額を超えるときは、給食費月額」を、給食費月額」とあるのは、「第6条第2項本文の規定により徴収する額を超えるときは、当該徴収する額」を、当該徴収する額」とする。</u> <u>6 第6条第3項に規定する学校職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「給食費月額を超えるときは、給食費月額」を、給食費月額」とあるのは、「第6条第3項の規定により徴収する額を超えるときは、当該徴収する額」を、当該徴収する額」とする。</u> <u>(児童及び生徒並びに学校職員以外の者からの費用の徴収)</u> <u>第8条の2 教育長は、児童及び生徒並びに学校職員以外の者に学校給食を実施する場合において、別に定めるところにより、当該者が負担すべき当該学校給食に係る費用を徴収するものとする。</u> (物資の購入)
第9条 <u>給食センターで学校給食に供する</u>	第9条 学校給食に供する学校給食用物資

学校給食用物資(パン及びミルクを除く。以下「物資」という。)は、<u>入札の方法により購入する。ただし、入札に適しないと認めたものはこの限りではない。</u>	(<u>米飯、パン及びミルクを除く。以下「物資」という。）の購入に係る契約を締結することができる者は、学校給食用物資納入登録業者又は物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者とする。ただし、<u>所長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u></u>
2 <u>前項の規定による入札の方法については、別に定める。</u> (物資購入代金の支払) 第10条 所長は、購入した学校給食に供する<u>学校給食用物資</u>の代金を、当該物資を購入した月の翌月の21日までに口座振替の方法により支払わなければならない。ただし、口座振替の方法に適しないと所長が認めた場合は、<u>この限りではない。</u> (会計年度) 第11条 <u>給食費</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。 (<u>予算の決定及び運営委員会への諮問</u>) 第12条 所長は、毎会計年度<u>予算を調整し、年度開始前に給食センターの運営を適正かつ円滑に行うために設置する運営委員会(以下「運営委員会」という。)</u>にこれを諮問し、<u>その意見を聴いて決定しなければならない。</u> 2 <u>所長は、前項の規定により諮問を行うときは、次の各号に掲げる予算見積書を作成し、提出しなければならない。</u> (1) <u>歳入予算見積書(第5号様式)</u> (2) <u>歳出予算見積書(第6号様式)</u> 3 所長は、<u>第1項の規定により決定した予算を、児童及び生徒の増減等の理由により変更する必要があるときは、運営委員会委員長(次項において「委員長」という。)の意見を聴いて当該予算の100分の2の範囲内でこれを変更することができる。この場合においては、次の運営委員会に報告しなければならない。</u>	2 <u>物資を購入しようとするときは、あらかじめ、見積書を徴さなければならない。</u> (物資購入代金の支払) 第10条 所長は、購入した学校給食に供する<u>物資</u>の代金を、当該物資を購入した月の翌月の21日までに口座振替の方法により支払わなければならない。ただし、口座振替の方法に適しないと所長が認めた場合は、<u>この限りでない。</u> (会計年度) 第11条 <u>学校給食費会計</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。 (<u>予算の決定等</u>) 第12条 所長は、毎会計年度、<u>当該会計年度の開始前に、給食センターの施設ごとに歳入予算書及び歳出予算書を作成し、当該会計年度の予算を決定しなければならない。</u> 2 <u>所長は、児童及び生徒の増減等の理由により必要があると認めるときは、前項の規定により決定した予算を変更することができる。</u>

4 所長は、前2項の規定による予算の決定並びに変更の決定後10日以内に運営委員会又は委員長の意見と付して学校教育部長に報告しなければならない。

(執行計画)

第15条 所長は、予算を決定したときは、その決定の日から14日以内に予算執行計画書(第7号様式)を作成し、学校教育部長に提出しなければならない。

(予算差引簿等の備付け及び予算執行状況の報告)

第16条 所長は、予算差引簿(第8号様式)及び現金出納簿を備え付け、常に予算の執行状況を明らかにしておかなければならない。

2 所長は、歳入歳出執行状況について、各学期終了後14日以内に歳入予算収入状況報告書(第9号様式)及び歳出予算執行状況報告書(第10号様式)により学校教育部長に報告しなければならない。

(証拠書類の整理)

第19条 証拠書類は、所長において款別に学期別をもって編冊し、表紙をつけないなければならない。

2 前項の表紙には、年度会計別、款別その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(支出の原則)

第23条 支出は債務が確定し、支払期限に到達した後において、債権者のために行うことを原則とする。

(支出)

第24条 所長は、請求書類に基づき、次に掲げる事項について調査し、適正と認めたときは、予算差引簿及び現金出納簿に記載し、支出しなければならない。

3 所長は、第1項の規定による決定又は前項の規定による変更をしたときは、当該決定又は変更をした日から10日以内に学校教育部長及び校長に報告しなければならない。

(執行計画)

第15条 所長は、予算を決定したときは、その決定の日から10日以内に予算執行計画書を作成し、学校教育部長に提出しなければならない。

(予算差引簿等の備付け及び予算執行状況の報告)

第16条 所長は、予算差引簿及び現金出納簿(現金の取扱いがない場合にあっては、預貯金通帳)を備え付け、常に予算の執行状況を明らかにしておかなければならない。

2 所長は、歳入歳出執行状況について、各学期終了後14日以内に歳入予算収入状況報告書及び歳出予算執行状況報告書により学校教育部長に報告しなければならない。

(証拠書類の整理)

第19条 証拠書類は、所長において款別に月別をもって編冊しなければならない。

(支出)

第23条 所長は、請求書類に基づき、次に掲げる事項について調査し、適正と認めたときは、予算差引簿及び現金出納簿(現金の取扱いがない場合にあっては、預貯金通帳)に記載し、支出しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕 (支出負担行為) <u>第25条</u> 所長は、支出の原因となるべき行為をしようとするときは、支出負担行為書(第11号様式)により予算の範囲内において行わなければならない。<u>ただし、第9条第1項に規定する物資の購入については、支出負担行為書(物資用)(第12号様式)により行うものとする。</u> <u>第26条～第27条</u> 〔略〕 (会計監査) <u>第28条</u> 所長は、毎会計年度の歳入歳出決算に関する次に掲げる調書及び予算執行実績に関する資料を作成し、<u>出納閉鎖期日後60日以内に運営委員会におく監査員の監査に付さなければならない。</u> (1) <u>歳入決算説明書(第13号様式)</u> (2) <u>歳出決算説明書(第14号様式)</u> (決算) <u>第29条</u> 所長は、前条の規定により監査員の監査に付した決算を監査員の意見を付して7月末日までに<u>運営委員会に諮問し、その意見を聴いて認定しなければならない。</u> <u>2 所長は、決算の認定後10日以内に運営委員会の意見と付して学校教育部長に報告しなければならない。</u> (所長の補助職員) <u>第30条</u> 所長の会計事務を補助する職員は、副所長、<u>主任主事及び主事</u>とする。 <u>2 前項の規定に係わらず、物資の検収については、学校栄養職員(栄養士を含む。)に行わせることができる。</u>	い。 (1)～(5) 〔略〕 (支出負担行為) <u>第24条</u> 所長は、支出の原因となるべき行為をしようとするときは、支出負担行為書により予算の範囲内において行わなければならない。 <u>第25条～第26条</u> 〔略〕 (会計監査) <u>第27条</u> 所長は、給食センターごとに、校長及び受配校の保護者からそれぞれ監査員を選任するものとする。 <u>2 所長は、毎会計年度の歳入歳出決算について、歳入決算説明書及び歳出決算説明書並びに予算執行実績に関する資料を作成し、当該会計年度の翌年度の6月末日までに監査員の監査に付さなければならない。</u> (決算) <u>第28条</u> 所長は、前条の規定により監査員の監査に付した決算を監査員の意見を付して7月末日までに<u>学校教育部長及び校長に報告しなければならない。</u> (所長の補助職員) <u>第29条</u> 所長の会計事務を補助する職員は、副所長、<u>主事等</u>とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、物資の検収については、栄養教諭、学校栄養職員、栄養士又は調理員に行わせることができる。</u>
---	--

第31条 〔略〕

(委任)

第32条 この規程に定めるもののほか、給食センターの会計事務に関し、必要な事項は、所長が別に定める。

〔別表第1 別記〕

〔別表第2 別記〕

第1号様式 〔略〕

第2号様式 〔略〕

第3号様式 〔略〕

第4号様式 〔略〕

第5号様式 〔略〕

第6号様式 〔略〕

第7号様式 〔略〕

第8号様式 〔略〕

第9号様式 〔略〕

第10号様式 〔略〕

第11号様式 〔略〕

第12号様式 〔略〕

第13号様式 〔略〕

第14号様式 〔略〕

第30条 〔略〕

(様式)

第31条 次の表に掲げる文書の様式は、学校教育部長が定める。

文書の名称	関係規定
学校給食実施計画表	第4条第1項
給食予定人員報告書	第4条第2項
給食費納付報告書	第7条第2項
領収証書	第7条第3項
歳入予算書	第12条第1項
歳出予算書	第12条第1項
予算執行計画書	第15条
予算差引簿	第16条第1項 及び第23条
歳入予算収入状況報告書	第16条第2項
歳出予算執行状況報告書	第16条第2項
支出負担行為書	第24条
歳入決算説明書	第27条第2項
歳出決算説明書	第27条第2項

(委任)

第32条 この訓令に定めるもののほか、給食センターの会計事務に関し、必要な事項は、所長が定める。

〔別表第1 別記〕

〔別表第2 別記〕

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 6 改正表及びこれに対応する改正後表に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
- 7 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1

1 転入の場合の徴収額

1食単価×給食を受けた回数

備考

この表に規定する給食を受けた回数にかかわらず、当該月の全実施回数の給食を受けた場合は、全額徴収するものとする。

2 転出の場合の還付額

6回未満	6回以上
還付なし	1食単価×給食を受けなかった回数

備考

この表の規定にかかわらず、還付額が給食費の月額を超える場合は、給食費の月額とする。

〔改正後 別記〕

別表第1(第6条関係)

学校給食を実施する月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
給食費月額を徴収する月	5	5	6	7	7	9	10	11	12	1	2	2

〔改正前 別記〕

別表第2

給食費予算科目

歳入

1款 負担金

1項 給食費

歳出

1款 学校給食費

1項 学校給食費

- 1目 給食費
 - 1節 小学校給食費
 - 2節 中学校給食費
 - 3節 その他給食費
- 2目 滞納繰越金
 - 1節 滞納繰越金

- 2款 繰越金
 - 1項 繰越金
 - 1目 繰越金
 - 1節 繰越金
- 3款 諸収入
 - 1項 預金利子
 - 1目 預金利子
 - 1節 預金利子
 - 2項 雑収入
 - 1目 雑収入
 - 1節 雑収入

〔改正後 別記〕

別表第2(第13条関係)

給食費予算科目

歳入

- 1款 負担金
 - 1項 給食費
 - 1目 給食費
 - 1節 小学校給食費
 - 2節 中学校給食費
 - 3節 その他給食費
 - 2目 滞納繰越金
 - 1節 滞納繰越金
- 2款 繰越金
 - 1項 繰越金
 - 1目 繰越金
 - 1節 繰越金
- 3款 諸収入
 - 1項 預金利子
 - 1目 預金利子
 - 1節 預金利子
 - 2項 雑収入
 - 1目 雑収入

- 1目 給食材料費
 - 1節 賄材料費
- 2目 給食管理費
 - 1節 報酬
 - 2節 旅費
 - 3節 需用費
 - 4節 役務費

歳出

- 1款 学校給食費
 - 1項 学校給食費
 - 1目 給食材料費
 - 1節 賄材料費
 - 2目 給食管理費
 - 1節 需用費
 - 2節 役務費

1節 雑収入

正 誤

○那覇市公報第1828号の正誤

2023(令和5)年1月16日付け那覇市公報第1828号に登載された那覇市規則第49号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1410	上から3行目	別表	別表第3
1410	上から9行目	[別表 別記]	[別表第3 別記]
1411	上から22行目	別表(第14条関係)	別表第3(第14条関係)

